

愛知県がんセンター倫理審査委員会審査手数料に関する内規

(趣旨)

- 第1条 愛知県がんセンター（以下「センター」という。）における愛知県がんセンター倫理審査委員会標準業務手順書（以下「業務手順書」という。）の対象となる臨床研究について、業務手順書第15条に定める審査料はこの内規の定めるところによる。
- 2 この内規は、センターに所属する者以外からの審査依頼に適用するものとする。なお、センターに所属する者からの審査依頼であっても、当該臨床研究の運営の主体がセンターに所属する者以外もしくは外部からの資金があると認める場合はこの内規を適用する。
- 3 センターは、前項の審査料を愛知県がんセンター倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の運営に資するものとする。

(審査料)

- 第2条 新規課題及び継続課題1件あたりの当該年度における審査料の額は別表1のとおりとし、これに消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、センター総長は、審査料の全部又は一部を徴収することが必要でないと認める場合は、全部又は一部を徴収しないことができる。
- 3 納付された審査料は、返納しない。
- 4 審査料は、少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

(納付手続)

- 第3条 審査料は、原則として納入通知書により納付するものとする。
- 2 別表1に定める新規課題審査料は、新規課題に対する委員会の審査結果の通知に基づき、請求するものとする。
- 3 別表1に定める継続課題審査料は、新規課題の審査意見業務を行った翌年度以降、毎年度当初に請求する。

(雑則)

- 第4条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施について必要な事項は、センター総長が定める。

別表 1

(円：税抜)

(一括審査対象施設)	当センターが参加する		当センターは参加しない	
	30施設未満	30施設以上	30施設未満	30施設以上
新規課題審査料	20,000	22,000	40,000	44,000
継続課題審査料（毎年度）	13,000	16,000	26,000	32,000

附 則

この内規は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行の際現に継続する研究課題に係る審査料は、なお従前の例による。